



薬食機発 1028 第1号
平成 21 年 10 月 28 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省 医薬食品局
審査管理課 医療機器審査管理室 長



希少疾病用医療機器の指定について

薬事法 (昭和35年法律第145号) 第77条の2 第1項の規定に基づき、希少疾病用医療機器が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

指定番号	(21機) 第20号
医療機器の名称	気管支充填材
予定される使用目的、 効能又は効果	外科手術が困難な続発性難治性気胸、気管支瘻等の 治療
申請者の氏名又は名称	原田産業 株式会社

山梨県	衛生課
21.11.2	衛生課 第 号